

資料 1

国民健康保険法施行条例 の制定について

平成30年3月19日
神奈川県保健福祉局
保健医療部医療保険課

国民健康保険法施行条例の制定について

今回の国民健康保険制度改革において、県は、平成30年度から、市町村とともに国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体としての役割を担うことにより、国保財政の安定化を図っていくこととなった。

平成30年度以降、県は保険給付費等交付金を市町村に支払い、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収することから、これらの事項などを規定した、国民健康保険法施行条例を制定する。

主な制定事項

神奈川県国民健康保険運営協議会の委員定数を規定する。(第1条)

保険給付費等交付金の交付に関する事項を規定する。(第2条)

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事項を規定する。(第3条)

国民健康保険事業費納付金の算定に関する事項を規定する。(第4条～第17条)

- ・ 医療費指数反映係数
- ・ 年齢調整後医療費指数
- ・ 所得係数
- ・ 所得等割合、被保険者数等割合、被保険者均等割指数

神奈川県国民健康保険財政安定化基金に関する事項を規定する。(第18条～第24条)

- ・ 積立額
- ・ 運用、運用益金の処理
- ・ 処分
- ・ 交付の要件及び額
- ・ 財政安定化基金拠出金の徴収